大分県豚熱ワクチン接種に係る登録飼養衛生管理者 に関する登録要領

制 定 令和5年 5月31日 畜振第 561号 改 正 令和5年 8月16日 畜振第1149号 改 正 令和6年 1月16日 畜振第2214号

第1 目的

本要領は、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 3条の 2 第 1 項に基づき公表された、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(以下「防疫指針」という。)に規定する、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、豚熱ワクチン(以下「ワクチン」という。)接種を実施するために知事が登録する飼養衛生管理者(以下「登録飼養衛生管理者」という。)の登録等に関し、必要な事項を定める。

第2 登録要件

登録飼養衛生管理者として登録を受けようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- 1 家畜防疫員及び知事認定獣医師と同等以上に適時・適切にワクチン接種を行うことができると認められること。
- 2 県が開催する第3の研修会を受講し、ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得していると認められること。
- 3 登録飼養衛生管理者として登録後も第3の研修会を1年に1回受講し、ワクチン接種に必要な知識及び技術の維持並びに向上に努めること。
- 4 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密 にとれ、その指示及び指導に従うことができること。

第3 豚熱ワクチン接種に係る研修会

県は、登録飼養衛生管理者として登録を受けようとする者が、ワクチン接種を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得を図るため、「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」(防疫指針別紙2)及び「大分県豚熱ワクチン接種にかかる研修会実施要領」(令和5年7月26日制定 畜振第1019号)に基づき研修会を年1回以上開催する。

- 1 研修会の内容
- (1) 知識(基礎)
 - ① 家畜の飼養衛生管理

ア 海外及び国内における豚熱の発生の状況・動向

- イ 飼養衛生管理基準の内容及び遵守するための具体的な措置の内容
- ウ 豚熱の発生予防対策及びまん延防止対策に係る内容
- ② ワクチンの基礎知識

ア ワクチンの正しい使用法、ワクチンの性能、ワクチンによる免疫付与関係及びワクチン接種の関係法令

(2) 知識(制度)

- ① 飼養衛生管理者によるワクチンの接種に係る制度
 - ア 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びその留意事項の内容 (ワクチン接種を実施するうえでの要件等)
 - イ 作業手順書の作成等、接種に向けた体制整備に必要な事務手続
 - ウ ワクチン接種の実績記録・報告等、接種開始後、接種に当たり実施すべき事務的な事項
 - エ ワクチンの厳格な管理に関する注意点(適切な保管、飼養したワクチン 容器の返却等)

(3)接種技術

- ① ワクチン接種の方法
 - ア ワクチンの接種時の具体的手技及び注意点
 - イ ワクチンの接種事故の未然防止及び発生時の対処方法
- (4) その他

県が必要と認める事項

2 研修事項の除外

第5の1で交付された修了証を有する者の2回目以降の受講については、ワクチン接種に係る理解及び習熟度を勘案し、県の判断により一部の研修事項の免除や資料等の提供による研修に代えることができるものとする。

第4 受講申請方法

登録飼養衛生管理者として登録を受けようとする者は、以下のとおり第3の研修 会の受講申請を行うこととする。

1 申請時の提出書類

登録を受けようとする者は、「豚熱ワクチン接種に係る研修会受講申請書」(別記様式1)に必要な事項を記入のうえ、以下の添付書類を添えて知事に対して申請する。

なお、書類の提出先は、申請者がワクチン接種を実施しようとする養豚農場を 管轄する家畜保健衛生所とする。ただし、申請者が、管轄する家畜保健衛生所が 異なる複数の養豚農場等でワクチンを接種しようとする場合、いずれか1つの家 畜保健衛生所に申請書を提出することができることとする。

<添付書類>

- ・「履歴書」(別記様式2)
- •「誓約書」(別記様式3)
- 2 受講決定通知
- (1) 知事は、1により申請書を受理した場合は、内容を審査し受講の可否を決定する。
- (2)審査の結果、適正と認める申請者に対して、知事は受講の決定を通知する。 なお、審査の結果、受講を認めない場合は、知事はその旨を申請者に対して通 知する。

第5 研修の修了及び登録

1 修了証の交付

知事は、申請者が第3の研修会の課程を修了したことを確認した場合には、「修 了証」(別記様式4)を申請者に対し交付する。

2 修了証の交付に係る留意点

知事は、他県で既に修了証の交付を受けている者においては、一部の研修事項 について、受講を免除したうえで、1と同様に修了証を交付することができるも のとする。

- 3 名簿の登録
- (1) 知事は、第2の登録要件を満たすと判断し1の修了証の交付を受けた者について、「登録飼養衛生管理者名簿」(以下「登録名簿」という。別記様式5) に登録飼養衛生管理者として登録する。
- (2) 登録名簿には、登録飼養衛生管理者の次に掲げる事項について記載する。
 - ① 修了番号及び修了年月日
 - ② 住所、氏名及び生年月日
 - ③ 豚熱ワクチン接種に従事する農場名及び住所
 - ④ 他県において豚熱ワクチン接種に従事する農場名及び住所
 - ⑤ 研修の最終受講日
- 4 登録名簿の記載事項の変更

第4の1の申請書の記載事項に変更が生じた場合、登録飼養衛生管理者は、その旨を第4の1の申請書を提出した家畜保健衛生所を通じて「登録飼養衛生管理者登録事項変更届」(別記様式6)を速やかに知事に届け出ることとする。

なお、必要に応じて変更内容が分かる書類を添付するものとする。

第6 登録の更新

1 研修会の受講

登録飼養衛生管理者としての登録の更新を希望するものは、第3に掲げる研修会を受講するものとし、受講申請方法は第4に準ずる。ただし、以下の書類につ

いては添付を省略できるものとする。

•「履歴書」(別記様式2)

2 登録の更新

知事は、登録飼養衛生管理者が前項の研修会を修了した場合、第5に準じて修 了証を交付するとともに、登録名簿を更新する。

第7 登録名簿からの除外

1 除外の要件

知事は次の各号のいずれかに該当する場合、当該登録飼養衛生管理者を登録名 簿から除外することができる。

- (1)登録飼養衛生管理者が第2の登録要件を満たさなくなったことが判明し、県の指導による改善が認められないとき
- (2) 法第50条に基づくワクチンの使用許可の要件を満たさなくなったとき
- (3) その他、ワクチンの適切な管理がなされていないときや、罰金刑以上の刑に 処せられたとき等、知事が登録名簿から除外すべきであると判断するとき
- 2 知事は登録飼養衛生管理者を登録名簿から除外した場合、当該者に対してその旨を通知する。
- 3 登録名簿から除外された当該者は、速やかに第5の1の修了証を第4の1で書類を提出した家畜保健衛生所を通じて知事に返納するものとする。なお、登録名簿から除外された時点で修了証は失効する。